様式第１－１（特許、実用新案、意匠及び商標（冒認対策商標以外）の申請用）

 　令和６年 月 日

 公益財団法人岡山県産業振興財団

理 事 長　　小　林　健　二　様

 申請者 住所 〒

岡山県

 名称　○○株式会社

 代表取締役 ○○　○○

令和６年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金

交付申請書

　中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領（２０２４０３１９特第２号。以下「実施要領」という。）第６条第１項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）交付要綱（２０２４０３１８特第８号）及び実施要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別（いずれかに○）　　　２．過去における本補助金の支援実績(いずれかに〇)

※実施要領第４条第１項第５号及び第２３条第２項

に定める事項（補助事業完了後５年間の状況調査

（フォローアップ調査、ヒアリング等）

|  |  |
| --- | --- |
|  | ①法人 |
|  | ②個人事業者 |
|  | ③事業協同組合等 |
|  | ④商工会、商工会議所 |
|  | ⑤ＮＰＯ法人 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | ①実績なし |
|  | ②実績あり |
| ②の場合、確認事項 |
|  | フォローアップ調査を提出している |

３．申請者の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資本金 | 従業員数 | 法人番号 | 業種 |
| 円 | 　 　人 |  |  |

※個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要

　【確認事項（□にチェック及び記入してください）】

[x] 大企業は実質的に経営に参画していない（みなし大企業に該当しない）ことに相違ない。

出資者と出資比率を記載してください。（株主名簿の提出で代替することも可）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **出資者の名称** | **出資比率** | **第4条第2項本文に該当しない** |
|  | ％ |  |
|  | ％ |  |
|  | ％ |  |
|  | ％ |  |
|  | ％ |  |

※みなし大企業の定義は実施要領第４条第２項第１号ないし第４号参照。

□確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が１５億円を超えていない。

※実施要領第４条第２項第５号参照。

　（過去３年分の課税所得額を記載してください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **前年** | **２年前** | **３年前** |
| **課税所得額** | **円** | **円** | **円** |

※上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがあります。

４．申請案件種別（いずれかに○）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （外国出願） |  |  | （参考：国内出願） |
|  | 　 | ①特許出願 |  |  |  | 　 | ①特許出願 |
|  | 　 | ②実用新案登録出願 |  |  |  | 　 | ②実用新案登録出願 |
|  | 　 | ③意匠登録出願 |  |  |  | 　 | ③意匠登録出願 |
|  | 　 | ④商標登録出願 |  |  |  | 　 | ④商標登録出願 |

５．外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

|  |  |
| --- | --- |
|  | ①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |
|  | ②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったＰＣＴ国際出願を同国の国内段階に移行する方法） |
|  | ③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（ＰＣＴ国際出願を同国の国内段階に移行する方法） |
|  | ④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |
|  | ⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |

６．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願等の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日本国出願番号 |  | 出願日 |  |
| ＰＣＴ国際出願番号※ＰＣＴ国際出願の場合のみ |  | 出願日 |  |
| ハーグ協定に基づく国際登録番号 |  | 国際登録日 |  |
| マドリッド協定議定書に基づく国際登録番号 |  | 国際登録日 |  |
| 出願人 |  |
| 登録番号 |  | 登録日 |  |
| 権利者 |  |
| 発明・商標等の名称 |  |
| 発明・商標等の内容 |  |

※「５．」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とＰＣＴ国際出願の両方をそれぞれ明記してください。

※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※ＰＣＴ国際出願の場合は、ＰＣＴ国際出願番号も明記してください。

※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。

※「５．」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合（外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合）には、「６．」の記入は不要です。

※「５．」で⑤に○を付した場合であって、マドリッド協定議定書に基づく国際登録について事後指定を行う場合には、「６．」の「マドリッド協定議定書に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

７．外国特許庁への共同出願の有無

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 有 |  | 無 |  |

（有の場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共同出願人 | 権利の持ち分 | 費用負担割合 |
|  |  |  |
|  |  |  |

８．外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 発明・商標等の名称 |  |
| 発明・商標等の内容 |  |
| 出願人 |  |
| 出願（予定）国　 |  |
| 出願スケジュール |  |
| 審査請求スケジュール（審査請求制度があるもののみ） | [ ] 出願と同時（同日）（注１）に行う[ ] 移行国の期限内に行う[ ] 日本の審査を待ち、審査請求を行う[ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入 |  |

※「出願人」の欄は全ての出願人を明記してください。

※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下のような場合を想定しています。

　・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合

　・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願する場合

　・種別を変更して外国出願する場合（実用新案権を特許権に変更して出願）

※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指します。

※「５．」で③に○を付した場合であって、特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（ＰＣＴ国際出願を同国の国内段階に移行する方法）の場合には、ＰＣＴ国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ＰＣＴ国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

※「５．」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

（注１）同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

９．間接補助金交付申請額

 　　　　　　　　 円

（内訳）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国名／合計 | 外国特許庁への出願手数料 | 現地代理人費用 | 国内代理人費用 | 翻訳費用 | 国別計／合計 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 外国出願経費合計 |  |  |  |  |  |
| 助成対象経費 |  |  |  |  |  |
| 持ち分に応じた対象経費 |  |  |
| 間接補助金申請額 |  |  |

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

10．外国特許庁への出願の動機・目的

|  |
| --- |
|  |

11．出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

|  |
| --- |
|  |

※以下の記載項目の例を参考にとして具体的に記入してください。

（内容が出願予定国ごとに異なる場合は、国ごとに記入）

1. 市場ニーズ・市場規模
2. 事業面の強み（販売・製造・調達・人材・人脈・設備・品質・コスト等）
3. 海外展開形態（製品輸出・現地法人での生産・現地企業によるライセンス生産等）
4. 事業展開計画（推進体制、推進スケジュールを含む）

⑤ 予想される売上高・利益額

12．出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

|  |
| --- |
|  |

13．出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

|  |
| --- |
|  |

14．過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

|  |
| --- |
|  |

15．外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）

　　※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類

（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

|  |
| --- |
| （選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり） |

16. 確認事項（□にチェック）

[ ] 当補助金の事業において、外国出願に関する代理人契約、出願準備、出願手続きなどすべての作業は採択（交付）決定後に行い、事前着手を行わないことを確認した。

[ ] 実施要領第４条第１項第５号及び第２３条第２項に定める事項（補助事業完了後５年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等））について確認した。

[ ] 実施要領第４条第１項第６号に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。

[ ] 実施要領第１３条第１項に定める事項（様式第３による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。

[ ] 実施要領第２２条第２項に定める事項（間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額、確定金額の公表）について確認した。

　（※上記以外の事業計画等の申請内容については公表されることはありません。）

[ ] 実施要領第２３条第１項に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。

[ ] 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならなくなった場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。

[ ] 添付書類の「登記簿謄本等の写し」、「住民票の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。

[ ] 本申請書において、交付を申請する外国出願（共同出願の場合は、自身の持ち分について）は、本支援以外の国費又は国費を財源とする資金による支援に対して申請中でなく、採択もされていない。

17．申請者の担当及び連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者（職名及び氏名） |  |
| 電話番号 |  | メールアドレス |  |

様式第１－１の添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　 | 添　　　　付　　　　書　　　　類　　　　一　　　　覧 |
| 法人 | １．登記簿謄本等の写し２．会社の事業概要（注１）３．役員等名簿（注２）４．直近２期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等５．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類　　（PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））６．外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注３）７．外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）８．先行技術調査等の結果（注４）　９．外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写し10．その他補助事業者が定める事項 |
| 個人事業者 | １．住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し２．事業者の概要（注１）３．役員等名簿（注２）４．直近２年分の確定申告書の控え等５．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類　　（PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））６．外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注３）７．外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）８．先行技術調査等の結果（注４）　９．外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写し10．その他補助事業者が定める事項 |
| 事業協同組合等 | １．定款 ２．役員等名簿（注２）３．組合員名簿４．直近２年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの）５．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類　　（PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））６．外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注３）７．外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）８．先行技術調査等の結果（注４）９．外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写し10．その他補助事業者が定める事項 |
| 商工会・商工会議所 | １．登記簿謄本等の写し２．役員等名簿（注２）３．直近２年間の決算関係書類の写し４．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類５．外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注３）６．外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）７．先行技術調査等の結果（注４）８．外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写し９．その他補助事業者が定める事項 |
| ＮＰＯ法人 | １．登記簿謄本等の写し２．役員等名簿（注２）３．直近２期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等４．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類５．外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注３）６．外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）７．先行技術調査等の結果（注４）８．外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写し９．その他補助事業者が定める事項 |

（注１）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注２）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注３）「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。

　　　また、交付申請書の「９．間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

（注４）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、Ｊ-ＰｌａｔＰａｔ（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、ＰＣＴ国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。